

高知工業高等専門学校基礎教育会議規則

制 定 平成28年 2月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第20条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校基礎教育会議（以下「基礎教育会議」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 基礎教育会議は、基礎教育の運営に係る詳細事項の連絡調整を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 基礎教育会議は、基礎教育の授業を担当する教員及び基礎教育長が必要と認めた者で構成する。

2 基礎教育長は、基礎教育会議を主宰する。

(基礎教育コアメンバー連絡会)

第4条 基礎教育長は、基礎教育長及び基礎教育長が校長の承認を受けた基礎教育メンバー（以下、「基礎教育コアメンバー」という。）で構成される、基礎教育コアメンバー連絡会を主宰し、基礎教育の運営を行う。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、基礎教育会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日より施行する。